

ひょうご子どもの読書活動推進計画

平成21年9月
兵庫県教育委員会

は じ め に

未来を担う子どもたちは、様々な体験を重ねる中で、人間性や社会性、問題を解決する能力や感動する心を育んでいきます。とりわけ読書体験は、子どもたちの感性を磨き、表現力や創造力を高めるうえで不可欠なものと言えます。子どもたちは、様々な本との出会いを通して、人生をよりよく生きるための力を養っていきます。

兵庫県教育委員会では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、平成16年3月、「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定しました。そして、子どもたちが豊かな心をはぐくむとともに、生涯にわたり自ら学ぶことができる力を養うことができるよう、子どもの読書環境の整備や充実を図ってきました。

そうした中、平成20年9月、第94回全国図書館大会が兵庫県で開催されました。大会では、全国の図書館関係者により図書館活動の充実に向けた研究・協議が行われ、子どもの読書活動の推進に関しても、公共図書館と学校図書館との連携や、読書習慣をつけるための取組方策などが協議されました。

このたび、策定から5年が経過したことと、国の計画が改訂されたことを受けて、有識者らによる「ひょうご子どもの読書活動推進計画見直し検討委員会」での審議や、全国図書館大会兵庫大会の成果などを踏まえ、第2次となる「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定しました。本推進計画は、学校、家庭、地域など、あらゆる場所とあらゆる機会において、子どもたちが本に親しみ、本を楽しむことのできる環境づくりを進める上での取組方策を示したものです。

今後、市町における子どもの読書活動に関する施策の策定にあたり、本推進計画をご活用いただくとともに、学校、家庭、地域それぞれの場所において、子どもの読書活動を進める上での指針としてご活用いただくことを期待しています。

平成21年9月

兵庫県教育長 大西 孝

目 次

第Ⅰ部 ひょうご子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

第1章 子どもの読書について

- 1 子どもの読書活動の意義 1
- 2 発達段階に応じた読書環境の整備 1

第2章 ひょうご子どもの読書活動推進計画の策定方針

- 1 策定の経緯 2
- 2 構成 2
- 3 検証と評価 2
- 4 財政上の措置 2

第Ⅱ部 ひょうご子どもの読書活動推進計画5年間の検証

第1章 計画期間における成果

- 1 県内公立図書館における推進状況 3
- 2 県内小・中・高等学校における推進状況 4
- 3 県内子ども読書関連団体等における推進状況 5

第2章 計画期間における課題 5

第Ⅲ部 子どもの読書活動の推進体系

- 1 家庭・地域・学校での子どもの読書活動の推進 7
- 2 施設・設備など諸条件の整備・充実 7
- 3 子どもの読書活動の啓発・広報の推進 7
- 4 関係機関の連携・協力の推進 8

第Ⅳ部 推進のための具体的な取組

第1章 家庭・地域・学校での子どもの読書活動の推進

- 1 家庭・地域での子どもの読書活動の推進 9
- 2 学校などでの読書活動の推進 10

第2章 施設・設備など諸条件の整備・充実

- 1 地域における読書環境の整備 13
- 2 学校図書館などの整備・充実 15

第3章 子どもの読書活動の啓発・広報の推進

- 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発活動の推進 17
- 2 優れた取組の顕彰や図書の普及・啓発 17

第4章 関係機関の連携・協力の推進

- 1 子どもの読書活動推進計画の策定 18
- 2 子どもの読書活動推進体制の充実 18
- 3 図書館相互の連携・協力の推進 18

〔資料編〕 21~42

第I部 ひょうご子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

第1章 子どもの読書について

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、子どもに新しい世界を開き、新たな価値観との出会いをもたらす。そして、自分自身の考えを確かめたり、さらには高めたりすることをおして、人格形成がなされていく。つまり、子どもにとって読書活動は、豊かな人生を歩んでいくうえで基盤を形成するものと言える。

また、読書活動は、国語力を構成する「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」、「国語の知識」を育てるうえで中核となるものであり、自分の力で課題を発見し、主体的に判断して問題を解決するための資質や能力を養うことに資する。

こうしたことから、子どもにとって読書活動は「生きる力」を育む上で、重要な位置を占めていると言える。

2 発達段階に応じた読書環境の整備

子どもの読書活動を推進していくうえで、子どもの発達段階に応じた、読書に親しむ環境づくりが必要である。

家庭では、乳幼児期から小学校へ入学するまでは、言葉に対する信頼感を高め、コミュニケーション能力の基礎を培ううえで、絵本や物語に親しむことが大切である。子どもが関心を示しそうな本を揃えたり、毎日、短時間でも親子で本に接する時間を持つなど、子どもが本に親しむ環境づくりが求められる。

学校では、児童生徒の発達段階に応じて、共感や感動が得られる本に接する機会を設けるとともに、読書習慣を身につけさせることが重要である。

改訂された学習指導要領においても、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」ことが示されており、学校における読書指導の充実が求められている。

一方、地域においても、公立図書館の充実を図るとともに、子どもの読書活動の意義と重要性を理解した支援者を増やし、地域全体で子どもの読書活動を推進していく体制づくりが望まれる。

家庭、学校、地域それぞれが担うべき役割を果たすとともに連携・協力を図ることで、発達段階に応じた読書環境の整備を進め、子どもの読書活動を推進していくことが求められる。

第2章 ひょうご子どもの読書活動推進計画の策定方針

1 策定の経緯

平成13年12月、子どもの読書活動を社会全体で推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」※1が公布・施行された。そして、平成14年8月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」※2が閣議決定された。

兵庫県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項※3に基づき、平成16年3月、「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定した。この計画は、平成16年度から、おおよそ5カ年を計画期間として、県内の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や推進方策を示したものである。また、この計画は、「兵庫の教育改革プログラム」※4の重点的な取組の一環として策定したものである。

策定から5年が経過した現在、「ひょうご子どもの読書活動推進計画見直し検討委員会」（資料編39頁を参照）を設置し、これまでの成果や課題を検証しつつ改定作業を進め、第2次となる「ひょうご子どもの読書活動推進計画」（以下、「本推進計画」と言う。）を定める。

本推進計画は、平成21年度から平成26年度まで、5年間を計画期間とし、施策の方向性や取組方策を明らかにするものである。また、本推進計画の内容等については、必要に応じて見直すこととする。

2 構成

本推進計画は、4部構成とし、第Ⅰ部では、子どもの読書活動の意義や本計画の策定方針を確認し、第Ⅱ部では、計画策定以来、5カ年の取組の成果と課題を検証する。第Ⅲ部では、推進体系を4つの推進項目に則して整理し、第Ⅳ部では、推進項目ごとに現状や課題を整理し、今後の具体の取組方策を示す。

3 検証と評価

県教育委員会では、子ども読書に係る施策・取組について、教育委員会評価を通じて検証と評価を行い、PDCAサイクル※5に則して、子どもたちの読書活動の推進を図る。

図書館では、社会教育施設として評価に努め、子どもたちの読書活動の推進を図る。

4 財政上の措置

県は、本推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努める。

※1 子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務などを明らかにした法律。

※2 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したもの（平成14年8月策定）。資料編41頁参照。

※3 この条文では、「都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」と定められている。

※4 兵庫県教育委員会が策定した、本県教育の具体的方向性を県民に示したプログラム（平成15年7月策定）。

※5 目標(Plan) 実践(Do) 評価(Check) 処置・改善(Action)の手順で、業務や事業の改善を図ろうとする考え方。

